

令和6年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回定例会
2	開会	令和6年 9月24日
3	閉会	令和6年 9月30日
4	会期	7日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	24日 出席11名 欠席 0名 30日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	24件（うち議員提出8件）
7	議決の状況	(1)原案可決 7件 (2)原案認定 2件 (3)原案承認 2件 (4)原案同意 2件 (5)報告済 2件 (6)採 択 5件 (7)不採択 1件
8	法第99条の意見書	5件
9	委員会	決算審査特別委員会付託 2件
10	その他	傍聴者 24日 10名 30日 24名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和6年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和6年9月24日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 平	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局 長	斉 藤	隆	議事係 長	富 木	孝 郎
-------	-----	---	-------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会 会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課 長	藤 田	雅 章	住 民 課 長	藤 木	雅 彦
税 務 課 長	渡 辺	廣 貴	保健福祉課 長	谷 藤	朋 代
産業振興課 長	岩 本	聖	都市整備課 長	黒 島	滋 規
会計管理者	蛭 沢	千 晴	病院事務 長	渡 部	浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課 長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課 長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和6年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

5番 佐藤 妙子議員、6番 細川 美喜男議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申出がありましたので、これを許可します。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和6年第3回議会定例会の運営について、去る9月17日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。

議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員の派遣承認1件、各委員会所管事務調査1件。町からは令和5年度決算認定2件、令和6年度会計補正予算5件、条例関係2件、一般議案1件、人事議案2件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月24日から10月1日までの8日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告と致します。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は9月24日から10月1日までの8日間としたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月24日から10月1日までの8日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和6年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 令和5年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点
検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その
内容については、御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、1件の行政報告を行います。

農作物の生育と収穫の状況についてご報告します。本年は、春から気温が高く推移していたこともあり、農作物の生育は、全般にわたり平年より早く進んでいます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、基幹作物の水稻は、気温の高い日が続いたため、出穂は平年より早く、登熟が進んだことから、既に刈取り作業が進められています。また、8月30日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表した米の作柄において、北海道はやや良と見込まれています。小麦は、既に収穫調整作業を終えており、収量は平年と比較して多く、品質は良と見込まれています。大豆は、6月の好天と気温の高い日が続いたことから、平年より早い生育状況となっています。キャベツ、長ネギなどの野菜は、収量・価格とも平年並みで推移している状況です。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

以上、一般行政報告といたします。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は2名でございます。

9番 高橋 修平議員。

高橋議員 それでは始めさせていただきます。小・中学校における今後の感染対策について。新型コロナウイルスは5類へ移行し、感染症対策を行っている人や施設も少なくなり、子どもたちが外で元気に遊ぶ姿が多く見られるようになりました。

しかし、コロナ禍で行き過ぎた報道が与えた影響は、私たちの心に今もなお影を落とし、人との関わり合いに不安を感じている子どもも少なくありません。常態化したマスク着用、度重なる消毒、ソーシャルディスタンスや黙食など、国が過度ともいえる感染症対策を講じたことにより学校行事や部活動、イベントなどが中止を余儀なくされ、期待や希望を胸に入学した子どもたちが、コロナ禍で送った学校生活は、どれほど不自由なものだったであろうかと思えます。

私が知っている中学生は、部活動の中止が続いている現状やマスク着用などの日常の感染症対策に対し今後の中学校生活に懸念を抱

き、目に涙をためながら私に訴えてきたこともありました。

国が決めたルールに大きく行動を制限された子どもたちがいるという現状の中、なすすべなく対応できない自分に無力感を感じていたことを思い出します。それ以外にも、親からマスクを着けていない友達と遊ばせてもらえない子どもや、ワクチン未接種の子どもが仲間外れにされるなど、メディアのネガティブな情報により、冷静な判断をできなくなった人たちの憶測が交錯し、混乱と差別を生み出していたのだと思われます。

以上の経験を踏まえ、以下の2点について伺います。

1、新型コロナウイルスは5類に移行しましたが、コロナ禍に行ってきた感染症対策が子どもたちに与えた影響や効果をどのように考えるのか。

2、今後また、パンデミックが起きた際には、小・中学校にコロナ禍と同様の感染症対策を推奨するのか。

議 長
教 育 長

教育長。

小・中学校における今後の感染症対策についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、コロナ禍における学校運営については、マスクの着用や手指消毒の励行、ソーシャルディスタンスの確保などの基本的な感染症対策を講じた中で継続したことにより、校内でのクラスター感染の発生を防ぐなど、感染拡大防止には一定の効果があったものと考えます。一方で、休校や学級閉鎖、給食時の黙食など、子どもたちが「人と関わる機会」が減ったことにより、従来の学校生活を送ることができなくなるなどの影響があったものと思います。そのような状況の中、学校では、教職員がアイディアを出し合い、運動会や学習発表会など活動場面ごとに感染症予防対策を施し、制限のある中であっても子どもたちのためにできることは何かを考え、試行錯誤しながら児童生徒のつながりや学びの保障に取り組んできたところです。

2点目のご質問については、仮定の事案については、答弁を差し控えますが、感染症等の対策については、これまでどおり国の通知に準じて対応してまいります。

議 長
高橋議員
(再質問)

9番 高橋 修平議員。

1点目の回答ですね。まあ当時混乱があったので、試行錯誤しながら、結構苦労しながらやってきたのではないかなというところでは、とても心苦しく思います。本当にありがとうございます。で、それ以外にその感染拡大予防には一定の効果があったという考えだとは思いますが、これは逆の考えというのもしゃああるというのもありますよね。物事って1つの側面からだけではないので、聞いていなかったという方もいらっしゃると思うんですけども、当時、ちょっと話が飛びますが、ワクチン接種で未接種とか接種しているとかで仲間外れみたいなことがあったと思うんですけど、そういう時って対応

というのはどのようにされていたのかなというところを1つ目に質問させていただきたいなというところです。

あと2点目なんですけど、これまでどおり国の通知に準じて対応するという事なんですけども、まあそうしなければならないというのはわかるんですけども、そうするとやっぱりまた同じことを繰り返すのではないかなという不安もやっぱりあるんですよ。それで、今後の国の感染症対策を推奨するのであれば、一人ひとりが何のために何をしているのかを自覚し、臆測ではなくて事実を共有することが、差別を生み出さないために大切だと思います。事実確認の徹底ですよ。例えばそのマスクとか、消毒とか、ソーシャルディスタンス、外出自粛等の行為には、感染リスクを低下させるという科学的根拠がないという、このような感じの事実確認ですね。で、全部を説明するとやっぱり長くなるので、例えばマスクに関していえば、マスク着用によって酸素欠乏になることですか、子どもだと着用から3分で二酸化炭素濃度の安全上限値をはるかに超えてしまうことですか、マスクというのは、顔を隠すとか大きな飛沫を飛ばさないということもあるんですけども、やっぱり小さい飛沫は飛ばしてしまうとか、ウイルスというのはミクロのレベルではもう素通りしてしまうということですよ。なので、そういった事実ということを知った上で、人それぞれという考え方も生まれてくると思います。例えばその酸欠だと、ミトコンドリア活性が下がり、免疫力を低下させてしまうこととか、二酸化炭素濃度の上昇ですね。これに関しては、高炭酸ガス血症とかを引き起こすとか、ひどい時には呼吸停止もあり得るということなので、事実確認というのがやっぱり必要不可欠になるのではないかと。それで人それぞれという考えが生まれるのではないかなと思うんですけど、それ以外でもそのコロナ騒動のやっぱり元凶というか、一番その元凶となったPCR検査なんですけど、これに関してはやっぱり知らないといけないことも結構あると思うんですね。そのPCR検査自体が、感染と曝露を判別できないという事実もありますし、新型コロナウイルスを検出できないという、その検出する精度がないということも、これも科学的な事実であるということですよ。なので、PCR検査に関しても、説明すると長くなるので、無症状感染というものも生み出したりとか、それこそ差別的なものとかも結構生み出していたと思います。僕の友達なんかは、2020年かな。そういったその無症状感染というところの差別的な扱いを数カ月にもわたって受けて、妻と幼い子どもがいたんですけども、自分の手で命を絶ち、この世を去ったという、そういう経緯もあります。だから、思い込みというのはちょっと怖いなというところもあります。新型コロナウイルスワクチンに関してもそうなんですけど、これも事実っていろいろあったと思うんです。それをどう伝えていたかはちょっとわからないんですけど、特例承認であったということですね。これは通常の承認に比べて、はるかに簡素な感じで承認されるというのが特例承認なんですけ

ど、これも一つの事実としてあって、中長期的安全性は不明だったわけです。で、効果とか感染を防ぐとか、重症化を防ぐ、これも効果はわからなかったわけです。そもそもなぜかという、人類に対して初めて使われる製剤で、そもそも治験だったからなんですよ。こういうことって、知っていたら、もしかしたらここまでの被害者も増えなかったのかもしれないですし、未接種であるということの差別というのは生まれにくかったのではないかと僕は思っています。でもそのメディアのあおりとかで、当時は混乱していたということもありますから、致し方ないところもあるとは思いますが、まとめますと、事実確認というのがやっぱり心の軸となると思うんです、僕は。なので、少しでも多くの事実を集め、納得し、自分の最適解を出していくことへの学びとか、考え方はみんな違って当然だということ子どもたちに伝えていくことが、同じ間違いを繰り返さないために大事だと僕は思います。本当の意味での感染症対策は免疫力を上げることだと僕は思っているので、食育とも深く関わりますし、国から通知されるその感染症対策と合わせて、こういうことも伝えることが必要だと僕は感じるんですけども、お答えできる範囲で教育長の考えをお聞かせください。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

高橋議員の再質問にお答えをいたします。まず1点目、ワクチン接種等で仲間外れとかという対応ということで質問があったかと思いますが、まず1つ目、ワクチン接種の情報ですが、私は学校現場にいましたが、誰が打って誰が打っていないかという情報は一切入ってきません。わからないという情報の中で行っております。それから学校というのは、平常の中であっても差異を認め合う、違いを認め合うという指導をしっかりと行っています。これが崩れると、学校の指導が成り立たなくなってしまう。そういうところから、体調面、身体的状況によりマスク着用ができない児童生徒もいるということで、そういう子どもへの配慮、これは今までもこれからも同じようにしていくということでもあります。

2つ目でありますけれども、事実確認ということでありましたが、あくまでもこの質問につきましては、仮定の事案ということで捉えております。こういう事態に陥った時には、国からの情報、それから通知、これをしっかりと踏まえた上で対応していくことが非常に大事なと思います。また、こういう大変な事案が起きた場合に、大人がやっぱり右往左往するのではなく、子どもを支え、守っていく、そういう姿勢が大事ではないかと考えております。以上です。

議長
高橋議員

9番 高橋 修平議員。

回答ありがとうございます。子どもたちに何を残して、何を伝えていくかというのがやっぱり重要なことだと思います。大人たちにとって。特にこれもしつこくしてもどうしようもない案件なので、再々質問まではしないですけども、ちょっと感染症対策で関わり

合いがある部分をちょっと最後に言わせていただきたいんですけど、10月からまた新型コロナワクチンというのが定期接種として推奨されるんですけど、これはやっぱりよく考えて推奨してほしいなというところもあって、レプリコンという新しい新型コロナワクチンが登場したんですけど、これについては日本看護倫理学会が安全性と倫理性への重大な懸念があるとして、緊急声明を発表したというものです。今現在新型コロナワクチンの被害者の方々が、国に対して集団訴訟というのを起こしています。リスクをしっかりと伝えていた自治体も存在していたということなので、やはりそれをほとんど伝えなかった自治体も無傷でいられるのかどうかというのは、僕はちょっと不安ですね。なので、今後のワクチン接種というのは、慎重なインフォームド・コンセントが必要だと僕は思っています。最後になりますが、接種に関してはしっかり情報を集めて、後悔のない選択をしてもらいたいと願っております。以上です。

議長

以上で、高橋 修平議員の一般質問を終わります。

星議員

次に、3番 星 真希議員。

それでは一般質問させていただきます。学校における働き方改革の推進について。近年、社会情勢が大きく変化している時代で学校が抱える問題も複雑化・困難化が進んでいる時代であります。

特に学校の教職員をめぐる問題については、文部科学省中央教育審議会でも、教職員確保や教職員の処遇を改善する対策を打ち出すなど、積極的な教職員の働き方改革を推進する対策が行われています。

本町では、来年度から小中一貫教育がスタートし、今後教職員を取り巻く環境が変化してくることが想定されます。

小・中学校だけでなく、教職員・教育委員会と双方が働き方改革推進の目的をきちんと共通認識し、連携が取れるような体制でいることでより良い方向へ改善していけるのではないかと考えます。

令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画の中に、「教師のウェルビーイングの確保の必要性」が新しく盛り込まれていることから、働き方改革とウェルビーイングは密接に関連すると考えられます。令和6年度教育執行方針にも「学校における働き方改革の推進」がうたわれており、その目的に沿って、教職員・教育委員会が連携して取り組まれているのか、教育長へ伺います。

議長
教育長

教育長。

学校における働き方改革の推進についてのご質問にお答えします。

北海道教育委員会や本町教育委員会では「働き方改革アクションプラン」を策定し、1つ目に「校務の効率化と役割分担」、2つ目に「部活動に係る負担軽減」、3つ目に「学校運営体制の見直し」、4つ目に「意識の変容を促す取組」、5つ目に「学校サポート体制の充実」の5つの柱を掲げ、教職員が働きやすい環境の実現に向けて取り組んでいます。

「働き方改革アクションプラン」の評価としては、長時間労働の是

正として、1ヶ月の時間外在校等時間「45時間以内」という数値目標を示していますが、令和5年度1年間の平均で比較しますと、南幌町の小・中学校教職員の平均は「21.5時間」であり、数値目標の45時間や北海道平均の「37.5時間」を下回っており、時間外在校等時間の結果からは成果が出ていると判断しています。

しかし、働き方改革における目的は、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うこと、また、改革によって生み出された時間を教師本来の業務である子どもたちのために使うこととしています。

働き方改革の実現のためには、「働き方改革アクションプラン」に掲げている、教職員の意識改革が大切であることから、「職員室の協働体制の確立」「教育のDX化」「地域との連携」の3つのポイントにより、教職員と教育委員会が連携して、さらなる改革に取り組んでいるところです。

今後についても、働きやすい・働きがいのある職場が実感できるような環境づくりを学校と一体となって進めてまいります。

3番 星 真希議員。

南幌町というか、本町の教育委員会で行っている働き方改革アクションプランに基づいて、現在、時間外在校等時間の結果ですね。その辺は成果が出ているのではないかなということが感じられました。で、勤務時間とか教師の負担軽減など、この働きやすさの改善は少しずつ見えてきているのではないかなということが理解できたんですが、同時に、働きがいのほうですね。先生の教師としての達成感や成長感、そういった働きがいを得るための取組では、この働き方改革アクションプランにおいては、意識の変容を促す取組とあるんですが、これが教師の働きがいを得るために必要な取組ではないかなと思ったんですが、この意識の変容を促す取組というものは一体どういう取組・内容がされているのか、一つお聞かせいただきたいと思います。

もう1点なんですけれども、働き方改革における目的になるんですけれども、働きやすさと環境とか、時間とか、働く時間とか、そういうもの。まあ早く帰ること、仕事を軽減すること、そういうことが目的になってしまうと、早く帰ることとか、仕事を減らすこと、こういうことに注力してしまっただけで、実際学校現場において、教職員同士で必要な対話ができなかったり、子どもや保護者と信頼関係を構築するような余裕を失ってしまったりするのではないかなという心配がされます。やっぱりここでも、答弁の中でもあったんですけれども、改革によって生み出された時間を教師本来の業務である子どもたちのために使うこととしていますと言っておられるので、大事なことは、働き方改革で削減することが目的、減らすことが目的ではなく、それをどう

議長
星議員
(再質問)

子どもたちのために使っていくのか。今、改善しようとしていることが子どもの学びにつながっていくのか、そういうことを教育委員会と現場と両方で、再確認とか共通認識しながら取り組んでおられるのか、その2点を伺いたいと思います。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

星議員の再質問にお答えします。まず1点目、意識の変容を促す取組ということで、現在、本町教育委員会が取り組んでいる事業として、小学校・中学校教員合同の研修会を行っております。小中一貫の取組の一つとしてやっておるものですが、小学校・中学校それぞれの職場の協同意識を高めるだけではなくて、小学校・中学校両方を含めた協同意識を高めるということで、現在効果が出ております。内容については、1つ目がいじめ、不登校の未然防止につなげるために、子ども理解支援ツール「ほっと」を利用し、北海道医療大学冨家教授による分析・指導・助言をいただきながら、教師の児童生徒理解の向上と、児童生徒のコミュニケーション能力を向上させる取組を行っております。2点目として、北海道文教大学石垣教授による生徒指導対応と、危機管理に関する研修、それから、協働性を高める学校づくり、最後に、これらを生かした主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりという取組を行っており、専門性の向上と意識改革を促し、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことを目指して、一堂に会した研修を行っているところです。

2点目、やはり生きがいという、教師の生きがいという部分で、この1点目の質問の答えともまた共通するところはございますが、本町としては、現在、小学校・中学校の9年間を同じ視点で継続性のある教育環境として整えるための、試行的な一貫教育を進めているところです。今年度は、義務教育9年間の継続的指導について研修を行い、小学校と中学校の交流による学習指導と生徒指導の改善に取り組んでいるところです。これにより、今後は人間力を育むためのコミュニケーション能力を高める指導体制の構築、自分はどう考えるかを大切に、深い学びを実現する授業改善を進めていきたいと考えます。これらの策により、教師として力量を高めて子どもの役に立つこと、これが生きがいにつながるものと考えております。

議長
星議員
(再々質問)

3番 星 真希議員。

教育委員会として様々な支援体制や取組がなされているということを理解いたしました。再々質問させていただきたいんですけれども、この様々な取組が、学校の先生の教員人生において幸福感、やってよかったというか、充実感とか達成感とかは、ウェルビーイングというんですけれども、身体的、精神的、社会的にいい状態であることをいい、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を生む概念として定義されているんですけれども、それが先生の幸福感を高めることにつながっているような支援体制、取組体制でいるのかということがわかるために、その現状がどう改善されて

きて、先生の幸福感であったりいろんな支援が役に立っているなということがわかるような取組も必要なのではないかなと私は思っているんですが、この幸福感というのは、先生それぞれ個人や、個人を取り巻く環境の社会が幸せであったりという包括的な概念にもなりますから、もちろん個人一人ひとりによって達成感であったり、やりがいであったりというのは多少差が出てくると思います。先生方にとって、その一人ひとりの差を認め合いながらも改善につなげていくことが重要で、それがどう改善につながっているかなということを、直接先生と意見交換したりとか、例えば主観的指標などによる状況の把握ですね。そういうものから、改善がどの程度生かされていて、どの辺がまだ改革が必要なのかなということに役立てるような、これからの取組も必要なのではないかなと思うんですが、その辺についてどうお考えかをお聞かせください。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

再々質問にお答えします。教職員との意見交換の場ということですが、まず、これにつきましては小中一貫教育の会議があったりだとか、それから、学校訪問等を行っておりますので、校長・教頭、それから直接教員から聞く場面がありますので、その意見を参考にしながらまた進めていきたいというふうに考えております。それから、これまでの私の経験の中から、先ほど星議員も言われていましたが、やはり子どものためにもっと時間を使いたいんだと。だけれども、それができない。早く帰るという時間によって制限されていて、自分がやりたいことができないんだというような、そういう教員の声も聞いたことがあります。その教員、ただし時間が長くなると、それによって体力的、精神的に疲弊してしまって、子どもたちのためにならないということがありますので、そのバランスを考えた取組というのが非常に必要かなと考えております。その中で1つは、特に教職員の協働、自分の専門性を生かして、不得意な分野については私がやりますよとか、それから、今、授業中でほかの子どもへの対応ができないので、私がお手伝いしますよとか、そういうような声が自然とできるような職場づくり、こういう協働体制のある職場づくりを進めるための研修、これも実際行っているところです。さらに、職員の環境を整えるために、国のほうとして、現在予算要望しているところではありますけれども、教職員の調整額が現在4%ですけれども、13%を要望していたりだとか、学級担任の手当を増額、教科担任制を小学校3、4年生に拡大とか、若手教員を支える新たな職を創設、それから将来的に残業を月20時間程度に削減、教育委員会ごとに在校時間の公表を推進していく、このような取組もうたわれておりますので、これにのっとりながらさらに進めていきたいと考えます。

議長
星議員

答弁漏れがありますか。

いえ、これで終わりたいと思います。最後に、やっぱり認め合いながらということが大事なんじゃないかなと思います。決して対立しな

がらの改善ではなく、いろいろな先生方のワークライフバランスを認め合いながら改善していった、先生方の笑顔が少しでも増えて、それが子どもに伝わって、さらに地域や保護者の人たちがよりよい学校づくりができるように、子どもにいい学びがつけられるようにということを目指して、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議 長

以上で、星 真希議員の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終結いたします。

●日程 5 認定第 1 号 令和 5 年度各会計決算認定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました認定第 1 号 令和 5 年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに令和 5 年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで 1 億 2, 7 6 1 万 6 3 9 円の残額となりました。

主な事業としては、子育て世代住宅建築費助成、賑わい創出広場整備、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健衛生、農業振興、町道管理、公園長寿命化改修、中学校体育館改修、スポーツセンター改修並びに物価高騰支援対策事業などを実施したところです。

なお、農業経営高度化促進事業、南幌温泉整備事業を繰越したため、繰越明許費繰越額 9 万 2, 0 0 0 円を差引くと、実質収支額は 1 億 2, 7 5 1 万 8, 6 3 9 円となります。

次に、令和 5 年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで 1, 5 3 4 万 4, 1 9 9 円の残額となったところです。

次に、令和 5 年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで 5, 9 1 7 万 8, 6 5 9 円の残額となったところです。

次に、令和 5 年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで 5 1 9 万 4, 9 3 3 円の残額となったところです。

次に、令和 5 年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで 3, 5 0 7 万 4, 8 3 7 円の残額となったところです。

最後に、令和 5 年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで 3 6 万 5, 3 0 3 円の残額となったところです。

以上、令和 5 年度各会計の決算につきまして、ご審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

本案につきましては、令和 5 年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員 (ありませんの声。)

議 長 続いて、ただいま上程されました令和5年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

5 番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま上程されました令和5年度各会計決算認定にあたりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがと思いますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 妙子議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は、決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

5 番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員長には、熊木恵子議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいま佐藤 妙子議員からの提案がありましてとおり、委員長には熊木 恵子議員、副委員長には石川 康弘議員との御発言であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には熊木 恵子議員、副委員長には石川 康弘議員と決定をいたしました。

●日程6 認定第2号 令和5年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました認定第2号 令和5年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

病院の経営状況につきましては、対前年度比で入院収益が0.8%増の3億2,851万4,501円、外来収益が15.7%減の1億3,027万1,882円となり、収益的収支で1億1,415万1,071円の純利益となったところです。

以上、令和5年度病院事業会計の決算につきまして、ご審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 本案につきましては、令和５年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員 (ありませんの声。)

議 長 ただいま上程されました令和５年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

５番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま上程されました令和５年度南幌町病院事業会計決算にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 妙子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

●日程７ 報告第４号 令和５年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました報告第４号 令和５年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、令和５年度の各会計決算を基に算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第４号 令和５年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましてご説明を申し上げます。別途配布しております、報告第４号資料をごらん願います。

健全化判断比率の算定及び公表につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため義務付けられており、また、一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられております。

それでは、令和５年度決算により、それぞれの指数について、ご説明申し上げます。

最初に、１．健全化判断比率の（１）「実質赤字比率」につきましては、一般会計などを対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比

率です。下の表をごらんいただいておりますのとおり、赤字は発生していません。

(2)「連結実質赤字比率」につきましては、全ての会計を対象とした、赤字比率、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、赤字は発生していません。

(3)「実質公債費比率」につきましては、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は11.7%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値につきましては、資料の裏面をごらんください。令和3年度は10.2%、令和4年度は10.5%です。表の数値は3カ年の平均比率であり、前年度と比較して比率が1.2%増加しています。単年度の比率につきましては、令和3年度は10.1%、令和4年度は12.1%、令和5年度は12.8%となり、令和5年度につきましては、臨時財政対策債発行額の減及び起債元利償還金の増により、前年度と比較して比率が増加しています。資料の表面にお戻りください。

(4)「将来負担比率」につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は111.2%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。なお、過去の数値につきましては、資料の裏面をごらん願います。令和3年度は95.8%、令和4年度は107.9%です。前年度と比較して比率が増加した理由としては、地方債の現在高及び一部事務組合負担等見込み額が増加したことによるものです。このように、本町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律による、財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、2. 資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのため、資金不足比率に該当しないことから、本法律による、経営健全化計画の策定は不要となっています。

以上、財政健全化法による、健全化判断比率等について説明をさせていただきました。本町におきましては、健全化計画等の策定に係るすべての基準を下回っていますが、今後におきましても、行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

本案につきましては、令和5年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されております。

局長
局議

(ありませんの声。)

(なしの声。)

報告第4号 令和5年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

(午前 10 時 32 分)

議長

●日程８ 議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて
(令和６年度南幌町一般会計補正予算（第４号））を議題といたします。

町長

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,443万3,000円とするものです。

議長
副町長

それでは、議案第45号 専決処分書（令和6年度南幌町一般会計補正予算（第4号））の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書9ページをごらんください。

２款総務費１項１０目諸費、補正額７００万円の追加です。名誉町民町葬執行委員会交付金事業で、町葬執行経費として、交付金７００万円を追加するものです。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額700万円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、補正後の総額を72億3,443万3,000円とするものです。以上で、議案第45号の説明を終わります。

(なしの声。)

14

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度南幌町一般会計補正予算(第4号))は原案とおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程9 議案第46号から日程10 議案第47号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程9 議案第46号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第5号)

●日程10 議案第47号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第1号)

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第46号及び議案第47号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第46号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましては、基幹系システム改修費の追加、1か月児健康診査助成費の追加、機場施設管理事業費の追加、道公営住宅修繕料の追加、子ども文化・スポーツ全道大会等補助金の追加、歳入では、普通交付税確定、一般寄附金の追加、令和5年度繰越金確定による追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,861万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,304万8,000円とするものです。

次に、議案第47号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、みどり野中継ポンプ所修繕料の追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、収益的収入では、既定予算に264万円を追加し、3億2,176万6,000円とし、収益的支出では、既定予算に264万円を追加し、3億3,815万1,000円とするものです。

議案第46号につきましては副町長が、議案第47号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第46号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書1

4 ページをごらんください。

2 款総務費 1 項 3 目財産管理費、補正額 5, 3 7 6 万円の追加です。財産管理経費で、令和 5 年度繰越金の確定により、地方財政法第 7 条の規定に基づき、繰越額の 2 分の 1 を財政調整基金に積み立てるものです。

2 項 2 目賦課徴収費、補正額 2 2 5 万 5, 0 0 0 円の追加です。賦課徴収経費で、国の措置として実施される、所得税額並びに個人住民税所得割額の定額減税に伴い、基幹系システム改修に係る経費を追加するものです。

次に、3 款民生費 1 項 2 目障がい者福祉費、補正額 1 6 3 万 5, 0 0 0 円の追加です。障がい者福祉経費で、令和 5 年度自立支援医療給付費の確定による過年度返還金の追加です。次ページにまいります。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 1 1 3 万 5, 0 0 0 円の追加です。早期療育事業で、令和 5 年度地域障害児支援体制強化事業費、児童福祉総務経費で、令和 5 年度障がい児施設措置費の確定による、過年度返還金の追加です。

3 目保育所費、補正額 4 9 5 万 4, 0 0 0 円の追加です。保育所等運営補助事業で、保育所等運営費補助金並びに保育施設等給付費の確定による、過年度返還金の追加です。

次に、4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額 2 4 万円の追加です。母子保健事業で、母子保健法の改正に伴い、1 か月児健康診査費用について、検査 1 回分の費用を 4, 0 0 0 円を上限に助成するもので、本年 4 月 1 以降の健診分を対象とし、6 0 人分を見込みます。次ページにまいります。

5 款農林水産業費 1 項 3 目農地費、補正額 2 万 1, 0 0 0 円の追加です。土地改良事業経費で、旧夕張川築堤工事に伴い、令和 5 年度町有地等売却のうち農道用地分について鶴城地区支線組合へ返還するため追加するものです。

4 目機場施設管理費、補正額 7 2 3 万 5, 0 0 0 円の追加です。機場施設管理事業で、電気料金の値上げ並びに、水田活用直接支払交付金見直しによる湛水管理に伴い、各揚水機場の稼働日数が増加したことにより電気料を追加するものです。

次に、7 款土木費 2 項 2 目道路維持費、補正額 1 万円の追加です。町道管理経費で、石狩川改修南幌築堤工事による町道西 2 2 号の移設に伴い、国有地を取得するものです。

3 項 1 目都市計画総務費、補正額 1 4 2 万円の追加です。都市計画総務経費で、準工業用地看板の規格変更に伴い、設計委託料を追加するものです。

3 目公共下水道費、補正額 2 6 4 万円の追加です。次ページにかけて、下水道事業会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

4 項 1 目住宅管理費、補正額 1 5 0 万円の追加です。道公営住宅受

託管理事業で、柳陽団地道営住宅の電気温水器等を更新するものです。

次に、8款消防費1項1目消防費、補正額8万8,000円の追加です。南空知消防組合負担金事業で、児童手当制度改正に伴う、消防本部の給与システム改修経費負担分を追加するものです。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額32万6,000円の追加です。特別支援教育推進事業で、次ページにかけて、要介護児童の増により特別支援学級生活介助員を1名増員するものです。

4項3目子ども未来費、補正額60万円の追加です。青少年健全育成事業で、バレーボールクラブ並びに柔道少年団の全道大会出場に伴い補助金を追加するものです。

5項3目スポーツセンター管理費、補正額79万6,000円の追加です。スポーツセンター管理経費で、温水循環ポンプ等の故障により修繕料を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書11ページをごらんください。

10款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額3,716万8,000円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。

次に、11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額7,208万7,000円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税額は、23億9,208万7,000円となり、昨年度の交付額より3,661万6,000円の増額となりました。

次に、13款分担金及び負担金2項3目土木費負担金、補正額80万8,000円の追加です。準工業用地等整備事業に係る北海道住宅供給公社負担金です。

次に、15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金、補正額8万8,000円の追加です。南空知消防組合給与システム改修に係る補助金です。

3目衛生費国庫補助金、補正額12万円の追加です。1か月児健康診査助成に係る補助金です。次ページにまいります。

17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額198万5,000円の追加です。南14線西5番地、旧東幌小学校跡地の町有地2,588.24平方メートル、並びに稲穂3丁目、町営夕張太プール跡地の町有地1,443.24平方メートルを売却したものでございます。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額299万円の追加です。一般寄附で、青葉自治区、本間 秀正様より叙勲受章に際し30万円、第6区、小川 節子様より70万円、第11区、高橋 洋子様より100万円、空知信用金庫様より創立100周年記念事業の一環として100万円の寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億5,536万9,000円の減額です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額90万円の追加です。事業費

追加により、財源調整を行うものです。次ページにまいります。

20款繰越金1項1目繰越金、補正額1億751万8,000円の追加です。令和5年度繰越金の確定によるものです。

次に、21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額723万5,000円の追加です。北海土地改良区からの揚水機場維持管理負担金です。

5目雑入、補正額210万7,000円の追加です。障がい者自立支援給付費国庫負担金、児童手当国庫負担金、自立支援医療給付費道負担金、障がい者自立支援給付費道負担金、障がい児施設給付費道負担金、それぞれ令和5年度分の精算によるものでございます。南幌築堤工事補償費として、道路移設に係る国からの補償費です。

次に、22款町債1項6目臨時財政対策債、補正額97万8,000円の追加です。令和6年度地方交付税の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ7,861万5,000円を追加し、補正後の総額を73億1,304万8,000円とするものです。

次に、第2表 地方債補正の説明を行います。7ページをごらんください。

変更です。臨時財政対策債の補正前の限度額700万円を補正後の限度額797万8,000円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。以上で、議案第46号の説明を終わります。

都市整備課長。

次に、議案第47号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算（第1号）を説明いたします。初めに3ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款下水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金、264万円の追加です。内容につきましては、次の支出で説明します。

1款下水道事業費用1項営業費用3目ポンプ場費、264万円の追加です。18節修繕料では、みどり野中継ポンプ所等、設備修繕に要する経費を追加するものです。財源につきましては、収入で計上しています一般会計補助金となります。1ページにお戻りください。

中段、第2条、下水道事業会計予算第3条で定めた収益的収入につきまして、下水道事業収益の総額を3億2,176万6,000円に、収益的支出の下水道事業費用の総額を3億3,815万1,000円に改めるものでございます。

次に、第3条は3月打ち切り決算額の確定によるもので、下水道事業会計予算第4条の2本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,765万7,000円及び6,502万2,000円である。」を「未収金及び未収金の金額は、それぞれ2,353万9,000円及び8,365万5,000円である。」に改める。

次に、第4条は、第2条補正予算財源の一般会計からの補助金の追加によるもので、下水道事業会計予算第9条の本文中一般会計からこ

議長
都市整備課長

の会計へ受け入れる補助金の金額を「9, 884万5, 000円」から「1億148万5, 000円」に改める。以上で、議案第47号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第46号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

1点だけ伺います。12ページの、財産収入のところで、先ほどの説明で、旧東幌小跡地と夕張太プールのことで、土地建物売払い収入ということでしたけれども、どのような形で使われているのか、その1点ちょっとお願いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

ただいまの熊木議員の御質問にお答えします。不動産売払い収入で、今回補正予算等の追加を上げております。まず1点目、東幌小学校跡地でございますけれども、ここは元々、昭和55年ぐらいから青葉第2生産組合と賃貸契約を結んでいたもので、そこを町内の自動車整備工場さんが、その跡地を利用して使いたいということで、今後は自動車の車両整備工場として使用するということによって売却をしています。もう1点目の旧夕張太小学校プール跡地につきましては、元々旧夕張太小学校を今は日生バイオさんが使っておりますので、今現在、日生バイオさんの中で、将来的に今、恵庭にある本社をですね、こちらのほうに移転をする検討を進めています。その中で、将来を見越した用地を取得したいということによって、今回売却をしたものでございます。以上です。

議長

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

今どのように使われているかということは説明でわかりました。それで、この公共の土地とか、そういうのを売った後のことなんですけれども、売ってしまったらそれで終わりなのかということの中で、ちょっと前からいろいろ意見とかがあるところなんですけれども、例えば夕張太保育所の土地を売りましたよね。それで、そのあといろいろ活用するということで承認してなったんですけれども、今現在も、結構住民からも、何か材料を置いていたりという形で、活用をうまくできていないんじゃないかという声があります。そういうことに対して、売ってしまったからそのあとの計画どおりやっているかやられていないかということにまで言及できないのか、その辺をどう考えているのかをちょっと関連してお聞きしたいと思うんですけれども、お願いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

ただいまの熊木議員の御質問にお答えします。町有地を売却する際に、当然利用目的に沿った形で使うよう、買戻し特約をつけて売却をしています。その買戻し特約の関係が5年間でございますので、そこ

が終わった後なんですけれども、町としましては、法的効力はないんですけれども、当初申込みの時にお話のあったとおり使用していただいているかどうかは、随時確認をしながらいきたいというふうに思っています。以上です。

議 長
熊木議員

4 番 熊木 恵子議員。

今の説明で、5 年間はということで、その 5 年以降はということで今説明を受けたんですけれども、やはりその売った土地とか、それがその目的どおりに使われているかどうかというのは、やっぱり見ていく必要があると思うんですよね。それで、あまりにも正しい使われ方というか、そういうことがしていないことということに関しては、やはり町としてもやはり意見を付していくべきではないかなと思うんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。要望です。

議 長

ほかに御質疑はありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 4 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 4 7 号 令和 6 年度南幌町下水道事業会計補正（第 1 号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第 4 7 号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 2 議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第 4 6 号 令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第 4 7 号 令和 6 年度南幌町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程 1 1 議案第 4 8 号 令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 4 8 号 令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳出では、

保険給付費の追加、歳入では、道支出金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億453万9,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第48号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。初めに、歳出から説明をいたします。8ページをごらんください。

2款保険給付費1項3目出産育児諸費、補正額150万円の追加です。出産育児一時金支給件数の増加に伴い、年間9件の支給を見込み、出産育児一時金交付金を追加するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額150万円の追加です。普通交付金で、出産育児一時金支給件数の増加に伴い追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、補正後の総額を10億453万9,000円とするものです。以上で、議案第48号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第48号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 議案第49号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第49号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、基金積立金及び国庫支出金等精算金の追加、歳入では、基金繰入金の減額及び令和5年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,65

1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,037万3,000円とするものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第49号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。今回の補正は、令和5年度の介護保険給付費の清算に伴うものです。令和5年度は、65歳以上の第1号被保険者数と介護認定者数ともに増加傾向になっており、それに伴いまして、介護給付費も緩やかな増加となっています。特に、令和5年度は施設介護給付費が増加となっています。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額1,398万円の追加です。財源調整に伴う増額補正を行うものです。

5款諸支出金1項2目償還金、補正額1,253万6,000円の追加です。令和5年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道支払い基金の交付金確定に伴う返還金です。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額655万8,000円の減額です。財源調整に伴う減額補正を行うものです。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額3,307万4,000円の追加です。令和5年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ2,651万6,000円を追加し、補正後の総額を8億7,037万3,000円とするものです。以上で、議案第49号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第49号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程13 議案第50号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第50号 町税条例の一部を

改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第50号 町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。このたびの町税条例の一部改正は、本年3月30日に公布された地方税法等の一部改正で、令和7年4月1日以降に施行される規定について行うものでございます。主な改正の内容は、公益信託の見直しによる所得税法の改正に伴う、寄附金税額控除の適用範囲の規定の整備、並びに不要となった条文の削除などでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第50号資料 町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分でございます。

第34条の7は「寄附金税額控除」に関する規定で、公益信託に関する法律の改正に伴う規定の改正でございます。

続いて2ページ、第56条は、私立学校法改正に伴い、引用する条項を改正するものでございます。

続きまして3ページ、附則、第4条の2は、「公益法人等に係る町民税の課税の特例」の規定ですが、公益信託に関する法律の改正に伴い削除するものでございます。

続いて別表第1は、第34条の7第1項第1号関係ですが、法律の改正により文言を改正するものでございます。

続いて4ページ、改正附則でございます。第1条は「施行期日」を規定するものでございます。第2条は「経過措置」を規定するものでございます。以上で、議案第50号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第50号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程１４ 議案第５１号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第５１号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第５１号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本条例の改正につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」による、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、国民健康保険法の一部が改正され、令和６年１２月２日以後、国民健康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されることから、所要の改正を行うものです。

それでは別途配布しております、議案第５１号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第１０条（過料）については、現行の国民健康保険法第９条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されるため、本条項を改正するものでございます。

次に、附則の改正になります。改正附則、第１項は、施行期日の規定で、この条例は、令和６年１２月２日から施行する。第２項は、罰則の適用について、経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第５１号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第５１号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで
休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前11時26分)

令和6年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和6年9月30日（月）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 平	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局 長	斉 藤	隆	議事係 長	富 木	孝 郎
-------	-----	---	-------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会 会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課 長	藤 田	雅 章	住 民 課 長	藤 木	雅 彦
税 務 課 長	渡 辺	廣 貴	保健福祉課 長	谷 藤	朋 代
産業振興課 長	岩 本	聖	都市整備課 長	黒 島	滋 規
会計管理者	蛭 沢	千 晴	病院事務 長	渡 部	浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課 長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課 長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長 おはようございます。
去る 9 月 2 5 日より決算審査特別委員会のため休会となっており
ました令和 6 年第 3 回南幌町議会定例会をただいまより再開いたし
ます。
本日の出席議員数は 1 1 名でございます。直ちに本日の会議を開
きます。

●日程 1 5 議案第 5 2 号 北海道後期高齢者医療連合規約の変
更についてを議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第 5 2 号 北海道後期高齢者
医療広域連合規約の変更につきましては、広域連合の処理する事務
に係る規約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、
本案を提案するものです。
詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく
ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。
住民課長 それでは、議案第 5 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の
一部を変更する規約についてご説明申し上げます。本規約の変更に
つきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、マイナンバー
カードと健康保険証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域
連合規約を変更する必要性が生じたことから、構成する各市町村にお
いて規約変更の協議を行うものです。

それでは、別途配付しております議案第 5 2 号資料 新旧対照表
をごらんください。左側が変更後、右側が変更前、下線の箇所が変
更部分でございます。

第 4 条、広域連合の処理する事務については、マイナンバーカー
ドと健康保険証の一体化に伴い、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、高齢者
の医療の確保に関する法律に規定する被保険者証等の引渡し、返還
等の事務がなくなることから、後期高齢者医療の事務及びそれに付
随する事務を改めるものでございます。

第 1 9 条は、次ページにかけて、引用する別表について、別表第
1 を削ることにより、別表第 2 を別表に改めるものでございます。
次に附則として、この規約は、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の
規定による北海道知事の許可の日から施行する。以上で、議案第 5
2 号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第52号 北海道後期高齢者医療連合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局
議
町
長
長
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員であります山本 満則氏、大栗 良治氏、平尾 佳也氏の任期が満了となるため、大栗 良治氏、平尾 佳也氏を再任いたしたく、又、山本 満則氏の退任に伴い、瀬川 徹氏を後任に選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものです。

選任につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程17 議案第54号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局
議
町
長
長
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第54号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります武田 優理子氏、古道 郁恵氏の任期が満了となるため、武田 優理子氏、古道 郁恵氏を

再任いたしたく提案するものです。

任命につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第54号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程18 発議第11号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程19 発議第12号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程20 報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、令和5年度における経営状況の報告です。

内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。振興公社専務。

それでは、報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告について、令和5年度の経営状況について御説明いたします。

報告資料の1ページをお開きください。資料1、業務報告について御説明いたします。1、庶務関係の概要につきましては、取締役会、定時株主総会ともに記載のとおり行われております。2、営業の概要について御説明いたします。3ページをごらんください。営業報告。南幌リバーサイドゴルフ場の営業期間。練習場、4月1日から4月23日までの237日間、内クローズ1日。西南コース、4月6日から11月23日までの232日間、内クローズ10日間。北コース、4月13日から11月6日までの156日間、内クローズ5日間。令和5年度も新型コロナウイルス感染防止対策に取り組み、営業を開始しました。営業期間中のコース状況につきましては、4月、5月は低温の日が多く、少雨も重なり、芝生の生育不良が心配されました。6月は中旬以降、干ばつ傾向、7月、8月は連日の真夏日、猛暑日とコースには厳しい状況が続きましたが、9月に入り降雨日も増え、芝生の密度も回復し、9月下旬から10月は良好な状態での営業となりました。11月は例年に比べ降雨日、降水量ともに多く、フェアウェイ、ラフの緩んだ状態のまま営業終了を迎えました。6月1日には、早朝南コース3番ホールで熊が目撃され、2日間クローズし警戒に当たり、注意喚起の看板を設置し、営業を再開しました。

表1をごらんください。今年度の入場者数とコース、練習場、売店を含む総売上額を前年と比較しています。表の下段、合計欄をごらんください。今年度の入場者数は4万2,002人、前年に比べ47人、0.1%の増加となりました。総売上額は1億6,481万7,405円、前年に比べ344万8,838円、2.1%の増額となっています。

表2をごらんください。入場者数とコース売上額の計画に対する達成状況を記載しています。全ての月で計画を上回る実績となりました。入場者数が3期続けて4万人を上回ったのは、平成15年以来となります。営業稼働日数が昨年より4日減少した中で、前年同様の入場者数を確保できた要因として、予約方法として定着したWEB予約が予約全体の52.5%と、昨年より7.2%増加したことに加え、4バック割引プランや1人予約の増加、また、猛暑が続いた中でも、グリーンの状態を良好に維持管理できたことなどと考えます。4ページをお開きください。

表3、練習場の売上額を昨年度実績、今年度計画と比較しています。表の下段、合計欄をごらんください。売上額合計1,502万7,003円、前年に比べ32万6,460円、2.2%の増額となりました。売上計画1,300万円に対しては、202万7,003円の増額。達成率116%となっています。今年度は、春先の低温・強風、7月、8月の猛暑、10月、11月の降雨日の多さと

打ちっ放し練習には不向きな日の多いシーズンとなりました。幸いそれら以外の日は、コースの好調な入り込みや、打席マット、レンジボールなどの更新など、日頃のメンテナンスなどから、好調な営業となりました。売上額が4期続けて1,500万円を超えるのは、平成9年以来となります。5ページをごらんください。

5ページから12ページは決算報告書となっています。貸借対照表、損益計算書について、要約版で御説明させていただきます。13ページをお開きください。補助資料1、貸借対照表（資産の部）について御説明いたします。A、流動資産は6,277万2,714円、前期に比べ、1,513万2,397円、31.8%の増額。B、有形固定資産は8,796万8,455円、前期に比べ、272万3,361円、3%の減額。E、資産合計は7億5,823万4,861円、前期に比べ1,314万2,521円、1.8%の増額となっています。

次に、下の表、貸借対照表（負債・資本の部）について御説明いたします。F、流動負債は1,347万3,811円、前期に比べ635万6,175円、89.3%の増額。G、固定負債は1億2,847万3,273円、前期に比べ270万5,016円、2.1%の減額となっています。内訳としまして、長期借入金は1億1,666万円、償還額分650万円の減額。長期未払金は188万7,600円、支払分205万9,200円の減額。その他は992万5,673円、前期に比べ585万4,184円、143.8%の増額。その他の内訳としまして、退職給付引当金235万4,184円、修繕費用引当金350万円が増額となっています。上の表、E、資産合計から、H、負債合計を差し引いた、I、純資産合計は6億1,628万7,777円となり、当期純利益分949万1,362円、1.6%の増額となっています。次に、14ページをお開きください。

損益計算書について御説明いたします。A、売上高は1億6,481万7,405円、前期に比べ344万8,838円、2.1%の増額。B、売上原価は1億2,097万6,853円、前期に比べ241万6,714円、2%の増額。C、売上総利益は4,384万552円、前期に比べ103万2,124円、2.4%の増額。D、販売費及び一般管理費は2,254万1,202円、前期に比べ192万9,425円、7.9%の減額。E、営業利益は2,129万9,350円、前期に比べ296万1,549円、16.1%の増額。F、営業外収益は174万8,575円、前期に比べ58万7,607円、50.6%の増額。内訳としまして、自動販売機手数料、レストラン使用料、ゴルフ利用税、特別徴収義務者交付金、パークゴルフ場更新作業料となっております。G、営業外費用は188万7,379円、これは借入金支払利息です。H、経常利益は2,116万546円、前期に比べ337万5,062

円、19%の増額。J、特別損失は585万4,184円、前期に比べ178万2,695円、43.8%の増額。内訳としまして、退職給付引当金、修繕費用引当金となっております。L、法人税は581万5,000円、前期に比べ63万2,600円、12.2%の増額。M、当期純利益は949万1,362円、前期に比べ78万3,070円、9%の増額となりました。

次に、経費面について御説明いたします。表の中段、◎Bをごらんください。当期製品製造原価、合計は1億2,069万4,467円、前期に比べ240万5,532円、2%の増額となっております。高齢者事業団からの派遣従業員が減少し、直接雇用の従業員が増加したことにより委託料が減額となり、労務費が増額となっております。修繕費として、クラブハウス1階ロビーの改修、コース管理事務所の改修を行っています。次に、表の下段◎Dをごらんください。販売費及び一般管理費、合計は2,254万1,202円、前期に比べ192万9,425円、7.9%の減額となっております。期間職員の勤務日数の削減により、人件費が減額となっております。次に、ページが前後して申し訳ございません。11ページにお戻りください。

個別注記表3の(4)、当期の余剰金の扱いについてですが、当期の財務状況及び現在の事業環境などを勘案し、6月の株主総会で承認をいただき、無配当とさせていただきました。次に、15ページをごらんください。

補助資料2、長期借入金の償還状況について御説明いたします。平成25年度に南幌町の損失補償を受け、長期借入金の借換えを行っており、その償還状況について記載しています。令和5年度償還額650万円、借入残高1億1,666万円、令和6年度も650万円の償還を予定しております。次に、16ページをお開きください。

16ページから20ページには、補助資料3として道内地区別ゴルフ場入場者数、空知管内ゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場入場者数、南幌リバーサイドゴルフ場の月別・区分別入場者数の状況を掲載しておりますので、御参考としていただければと思います。次に、21ページをお開きください。

補助資料4として、令和6年度の業務計画を記載しています。今年度は4月6日に営業を開始しました。クローズは11月24日を予定しています。各種サービスにつきましては、季節割引、カート無料貸与、リピート割など、好評を得ているサービスを継続して実施しています。オープンから現在までの営業状況につきましては、天候の影響を受け、月により増減はありますが、コース、練習場ともに昨年を上回る実績で推移しております。今後も多くのお客様にご来場いただけるよう取り組んでまいります。以上で、報告第5号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。
報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については、報告済みといたします。
ここで、説明員退室のため暫時休憩をいたします。
(午前 9時57分)
(午前 9時58分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
追加日程1 発議第13号から追加日程8 報告第8号までの8議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第13号から追加日程8 報告第8号までの8議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第13号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。
提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。
8番 石川 康弘議員。
石川議員 (提案理由及び内容の説明をする。)
議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。
発議第13号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第14号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の提出についてを議題といたします。
提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。
8番 石川 康弘議員。
石川議員 (提案理由及び内容の説明をする。)
議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第14号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第15号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第15号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 発議第16号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木議員
議長

熊木議員
議長

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第16号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程5 発議第17号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

5番 佐藤 妙子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第17号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで、10時40分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前10時31分)

(午前10時40分)

●追加日程6 報告第6号 産業経済常任委員会審査結果報告についてを議題といたします。

審査報告について産業経済常任委員長より報告願います。

8番 石川 康弘議員。

令和6年第2回定例会において、産業経済常任委員会に付託さ

佐藤議員
議長

石川議員

れ、閉会中の継続審査となっておりました、請願第1号 夕張太西団地の早期造成を求める請願についての審査経過を報告いたします。6月19日、産業経済常任委員会所管事務調査において、紹介議員、加藤真悟議員により請願の趣旨説明を受け、請願に関わる第1回目の審査を行いました。6月25日、第2回目では、請願者である南幌町稲穂地区・夕張太地域の今後を考える会代表、泉波 光男氏、共同代表、河村 由紀男氏、事務局長、佐々木 恒憲氏、会員の片岡 定夫氏を招致し、請願内容について質疑を行いました。8月8日、第3回において、町側から大崎町長、小林副町長、まちづくり課長、まちづくり課長補佐を招致し、町側からの意見を聞き、審査したところであります。8月20日、第4回目の委員会において、各委員からの意見をまとめ、採決を行いました。

令和6年9月10日付、議長宛て、産業経済常任委員長名。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。請願第1号 夕張太西団地の早期造成を求める請願については、不採択とすべきものと決定いたしました。なお、審査意見については次のとおりであります。審査意見、夕張太の地域の人口減少により、利便施設が減少したことで、夕張太の地域住民の暮らしに多大な不便が生じていることは十分理解するところではある。しかし、夕張太西団地を造成し、人口が増えたと仮定した場合、請願書にあるとおりに、インフラ施設や設備、生活利便施設の整備が進められ、夕張太地域の住民の生活が守られるかという点、不透明な部分がある。請願書の性質から判断し、「実現（ごく近い将来）の可能性」として、現在の本町の投資的事業の状況や今後の財政負担、又、夕張太西団地のニーズが不透明であるため、今の時点での造成工事は時期尚早であると判断せざるを得ない。「願意の妥当性」として、前述のとおり、夕張太西団地の造成と夕張太地域住民の生活に関することは別の問題であると考えざるを得ない。以上であります。

議長 ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま産業経済常任委員会委員長の報告がありました。夕張太西団地の早期造成を求める請願は、不採択とするものと決定したという報告でしたが、誠に残念であり、地域住民の願いに真摯に応えるという姿勢が全く感じられません。私はこの間、産経が開催した委員会、請願者からの聞き取り、町側の説明、それを受けての委員会質疑を傍聴しました。6月25日開催の委員会で、泉波代表ほか3名の方からは、稲穂地区・夕張太地域の現状が示され、生活を維持するために必要なインフラ施設がなくなり、不安を抱えていることが語られました。そのこと自体を町や議会はどのように考えているのか、ぜひ改善してほしいとの要望でありました。夕張太西団地

は、20年放っておかれている現状と、北広島にエスコンが進出し、近隣の状況は大きく変わっています。また、2028年には医療大学が移転してくることで、今が団地造成に取り組むべき時ではないかと話されていました。町からの説明では、みどり野団地販売への影響を及ぼさないことが大事であるとか、造成して、土地代を含めはたして売れるのか、ニーズ調査等が必要だなどと、さらに時間がかかるというような説明がくり返されました。

そこで、私は委員長に伺いますが、議会に出された請願を受け止めるという選択肢はなかったのでしょうか。紹介議員の加藤議員は、札幌圏への玄関口であるこの地域の早期の振興・発展の施策の検討を求めるものだとして、各議員にこの請願に賛同してほしいと述べていますが、委員長としてどのように感じられているのか伺います。

議 長
石川議員

8番 石川 康弘議員。

ただいまの御質問に対してお答えいたします。産業経済常任委員会としましては、先ほども述べましたように、4回にわたり真剣に調査し、そして協議してきたところであります。そんな中で、やはりそれを実現する上でも、財政というのが一番やはり大きく横たわっております。昨年の10月、町のほうからこれについて説明を受けた時も十分議員は聞いていたかと思いますが、今うちの町が相当設備投資して、それに対しての償還も相当は重なっていると。財政推計からみても、向こう5年間にとっても相当硬直している中において、今回この夕張太西団地に着手するということに対して、やはり相当なハードルは高く、また、厳しい状況に追い込まれるのではないかというふうに考えるところでございます。確かに住民の気持ちは十分わかります。私もそばに住んでいるだけに、やはり夕張太のあの状況というのは、学校がなくなり、保育所がなくなり、スタンドもなくなりとかいろんな形では、インフラの整備としては相当減ってきたのは事実です。でもこれは人口減少の中で仕方なかったことでありますし、それに向けて少しでもカバーしようと、交通の便もあいる一などを使って、少しでも保持するように、町としても頑張ってきたところであったはずで、そんな中で、今回の要請に対して十分理解はするところではありますけれども、これから先もうちょっと町のほうとしても頑張ってくださいようお願いしているところであります。委員会としましては、今回の請願の結論は出しましたけれども、町に対して、令和9年から始まります第7期総合計画の中で、十分夕張太西団地についての協議もしてほしいというふうには求めていますし、また、市場調査ということでは、早期に行うように要請しているところでございます。そういったことで、今の段階で判断するには、やはり時期尚早であるという、先ほどの報告にもありましたように、そういったものの中で、我々としては今回は不採択という結論を出させていただいたところであります。

議長
熊木議員

す。どうか御理解ください。

4番 熊木 恵子議員。

ただいま石川委員長に答弁していただきましたけれども、地域の課題とか、そういうのには十分わかると言いつつ、やはり今回は不採択となりました。私は以前夕張太地域の活性化というところで、一般質問をしたことがあります。その時に、やはりもう今ほどではないですけども、人口がじわりじわりと減っていつているということで、地域の活性化を何とかしたいというような願いはその頃からずっとありました。個別にいろいろお話を伺うと、やはり団地をつくる時は、ここが第2のというか、南幌の一つの玄関口として、この夕張太地域は大きな役割を担っているということで、自分たちも将来ここで安心して暮らしたいと思って移住してきたという方がほとんどでした。その方たちは、いろんなものが今ほどなくなっていないんです。私が質問した時は、それでも、ぼつぼつとなくなっていく時に、このまま生活を維持できるのかということを、将来の不安と一緒に考えていて、自分たちはもう町のほうに見捨てられたのかというような思いを抱いているというような、切実な声がありました。そこで私は、そのような声を町長に対して、例えば夕張太で今ふれあい館とかがありますから、その所に月に1回でも2回でも、町の出張所みたいな形の機能を持たせて、そこでいろいろ手続きをすとか、いろんなことができるんじゃないかと。そういうことをしてはどうかという提案もしました。でもその時の町長は、公平感に欠けるということで、じゃあ夕張太をそういうふうにしたなら、川向とか晩翠とかそういう所もやるようなことになる。それではやっぱりだめだというような答弁だったと思います。でも、冷静に考えると、川向、夕張太と一緒に並べて、夕張太地域を論じることにはできないと思うんです。町の第二のというか、そういう位置付けで団地を造成してやったというところからは、やはり責任はすごくあると思います。で、今なぜその話をしたかという、その時に町がもう少し夕張太の方の意見を聞いて何か手だてを打っていたら、今ほどの過疎化という形にはなっていかなかったのではないかなと思います。で、今年の4月に産業経済常任委員会に申し入れがあって、その地域の方と懇談会がありました。私はその時はもう産経ではないので傍聴もしていませんでしたけれども、後日その懇談の結果を書面で確認させていただきました。長年夕張太西団地の整備が行われず、落胆していた住民の方の思い、そして地域の高齢化とともに生活を支えるインフラ施設がなくなって、本当に不便を感じている、その日常が生の言葉で語られていると感じました。運転ができなくなったら買い物や病院に行くのにも大変になる、毎回毎回タクシーを使うことはできない、いつまで本当にここに住むことができるんだろうかという不安の声は、本当に私は胸に迫るものを感じました。そんな中で、この今回の請願書が出されました。私

は、またもう一度じっくり請願の趣旨と事由を読みました。で、その夕張太地域への団地造成から40数年が経過する中で、小学校、保育所、郵便局、スーパー、ガソリンスタンド、商店等がなくなり、夕張太地域住民の暮らしに多大な不便が生じており、将来に向けての不安が増大しています。以上のことから、西団地の早期造成実現に向け、また道央石狩圏への出入口となる夕張太地域の振興・発展を目指す施策の検討を求めるとともに、執行機関への提言・要請を求めるものとその主旨の中では述べられています。それは町に対して、そういうことをやってほしいということを議会に請願をしたということです。そしたら議会は、町民の負託を受けて、先ほど石川委員長は真剣に議論をしたと言いますが、もう少しその町民の側に寄り添うようなことができなかったのか、本当にそういうふうに思います。また、事由に挙げられた4点についても、将来を見据えて、今この機会を逃してはならないのではないかと述べられています。20数年間据え置かれた夕張太西団地の造成予定地は、南幌の玄関口として、南幌町の中でも立地がよく、町が造成した稲穂南団地は既に完売しています。南幌工業団地も塩漬けの状態がしばらく続きましたが、今、近隣の状況が大きく変化する中で、完売するところまで来ています。北広島にエスコンが進出し、大きくにぎわいが生まれています。そして活気づいています。夕張太は本当にエスコンの屋根が見えるというところで、地域の方も、そしてその近隣の方も、やはりこの土地の有効性というのは十分考えられるのではないかと希望を抱かせています。先ほど来、いろいろこの町の財政のことを危惧して、産経でのそういう議論だったということで、町からもそういう説明でありました。しかし、地元の夕張太の方の身に立ってみると、自分たちの計画は以前からあって、それを延期をしていると。そういう中で、じゃあいつになったらやるのかというその時期を明確にしていないということと、それから町の説明とかいろいろ全員協議会の中でも説明されましたけれども、市場調査とかニーズ調査を検討するとしていますけれども、時期は明確にしません。また、町長のその時の説明の中でも、どのようなニーズがあるのか、またどこにターゲットを絞っていくのかとか、いろいろ検討することはたくさんあるというようなお話でした。そうであれば、やはり前向きにそのような調査を早く実施して、本当に実現できるのか、できないのかというところを明確にする必要があると思います。私は、議会の役割というのは、町に代わってできない理由を述べるのではなくて、思いに寄り添う姿勢こそが大事だと思いますので、質問は終わりますけれども、今一度議員の皆さんの賢明な判断を期待するものです。終わります。

議長
石川議員

この件について、委員長からはありますか。

今の熊木議員からの御意見でありました。確かに十分私も理解す

るところはございます。本当に夕張太の方々が移り住んで20数年経ちますけども、今までの施設がだんだん減っていつているというその不安に対して、十分気持ちとしてはわかります。でもしかし、やはりあそこの夕張太西団地の用地、あそこを造成することによって、本当に例えばスーパーだとか、コンビニだとかが増えていくのか。新しいインフラ施設が本当につくられていくのかというのも、やはり不透明なところがございます。ましてや造成することによって、本当に人が入るのかといういろんな不安もあるわけです。先達て新聞等でも出ていましたけども、全道の宅地や商業地の地価の公示価格ですか。あれについても報道されていましたが、その中で、北広島市は確かにエスコンができたことで、ぐっと地価も上がったというふうには言われていましたが、あの報道の中では、ある不動産屋さんは、今はほとんど落ちついたというふうな形で言われています。思ったほど伸びていないのかなという感じもしますが、これから医療大学が来るとなるとまた動きがあるかもしれません。まあいずれにしましても、そういった動きの中ではまだまだ十分調べた中で判断していくことが賢明ではないのかなというふうに思います。何せ単純に整備するといったって、粗造成するといったって億の金額ですから、そんな簡単なものではないわけです。そういった中で、我々としても十分そこは石橋を叩く思いで、慎重に当たっていかねばいけないのではないかというふうに思います。いずれにしましても、そういったことで、町に対してこれからまた再度調査をしていただくことを改めて要請した中で、私としては、そういったことで今回の結論に対して説明させていただきます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声。)

産業経済常任委員会の審査結果は、委員長報告のとおり不採択であります。

これより原案について採決をいたします。採決にあたっては、起立採決を行います。

請願第1号 夕張太西団地の早期造成を求める請願について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。請願に対する賛成者の起立を求めます。

(起立4名、着席6名)

どうぞお座りください。

次に、採択をすることに反対の諸君の起立を求めます。

(起立6名、着席4名)

どうぞお座りください。

賛成4名、反対6名によって、本案は不採択することに決定をいたしました。

●追加日程7 報告第7号 令和5年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について、決算審査特別委員長より報告願います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

令和6年9月27日付、議長宛て、決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第1号 令和5年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和5年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

認定第1号 令和5年度各会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程8 報告第8号 令和5年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告について議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

令和6年9月27日付、議長宛て、決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第2号 令和5年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和5年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であ

ります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

認定第2号 令和5年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時06分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____